

災害廃棄物受け入れにあたり、科学的視点からの解説

◎環境課 ☎34-1122

東日本大震災で発生した岩手県山田町と大槌町の災害廃棄物（木材チップ）を受け入れるにあたり、市には「放射性物質の人体への影響」や「市内での処理・処分方法について」など、不安の意見が一部から寄せられていました。そこで市では、科学的視点から今回の受け入れを解説するため、二人の専門家を招き、放射性物質と災害廃棄物に係わる講演会を、3月25日に島田市民会館で開催しました。当日は、約600人の参加者が、広域処理に対する考え方や安全の確保などについて、熱心に耳を傾けていました。



壇上で放射性物質について説明する野口教授

ら「放射性物質に対する考え方」をテーマに講演がありました。野口教授は、震災がれきの受け入れの考え方として「本来ならば発生した自治体で処理すべきであるが、発生量が膨大であり、地元自治体が震災がれきを処理するのは、非常に厳しい状況にある。放射能濃度の低いものについては、広域処理ができないだろうか」と考えを述べました。また、震災がれきを受け入れる条件として「受け入れる側の住民の安全性が十分に確保され、その多数が受け入れに合意していなければならぬ」と話しました。

次に、廃棄物工学の専門家であり、明星大学理工学部教授の宮脇健太郎氏からは「災害廃棄物の処理処分」をテーマに講演がありました。宮脇教授は「石手・宮城県の災害廃棄物に付着する放射性セシウムは微量であり、焼却時にはバグフィルターで固体として除去され、煙突からの排ガスからは検出されない。また、埋め立てられた飛灰処理物から、万が一溶け出した際は、土壌で吸着され、土壌層を通過するまでに減退する」と具体的なデータを示しながら話しました。さらに「処理にあたって安心を確保するためには、飛灰の埋め立て地において、浸出水をモニタリングすることが、多重の安全策になる」と説明しました。

※環境課のホームページから、講演会の動画をご覧ください。

高齢者見守りネットワークで高齢者の異変を早期発見

◎長寿介護課 ☎34-3288

市では、高齢者の皆さんが安心して住み慣れた地域で生活できるよう、これまで民生委員・児童委員協議会や自治会などの地区組織や医療機関、介護保険事業所などの協力をいただき、日頃の見守り体制を整えてきました。

今回、新たに新聞販売店や郵便事業者などを加え、事業者の皆さんの協力をいただき、さらなる見守り体制の強化を図るべく「地域高齢者見守りネットワーク事業」の連絡会が、3月19日に開催されました。連絡会では、協力

団体や事業所の皆さんに、シンボルマークのピンバッジや車両掲示用マグネットシートを紹介。また、協力事業所証を交付し、見守り活動に関する研修会を実施しました。

今後は、日頃の業務の中で「ポストにたまった郵便物」など、高齢者の安否が気になった場合は、早期に必要な支援が図られるよう、市や地域包括支援センターとのネットワーク強化に努めていただきます。



これからの人生設計のきっかけに「もしもの安心ノート」

◎長寿介護課 ☎34-3240

もしものときの心構えはもちろん、これからの人生設計のきっかけにしたい。これのために「もしもの安心ノート」を作成しました。

このノートには、ご自分の住所や氏名、病気のことといった基本的なことのほか、財産やもしものときの希望、今までの人生についても記入できるようにになっています。

- 【対象者】
- ① 65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯の人で、必要と思われる人やご希望の人
  - ② 70歳以上でご希望の人

※民生委員が訪問をして高齢者でノートを希望する人には、訪問の際にノートを配布します。

※70歳の高齢者医療説明会の対象になる人には、高齢者医療説明会の際にノートを配布します。



災害時の動物医療救護活動に関する覚書締結

◎環境課 ☎35-3744

3月23日、市と県獣医師会島田支部は、東日本大震災後のペット動物の悲惨な状況を受け、両者が連携して活動を推進するための覚書を締結しました。これは、今後予測される東海地震などの災害時に、動物医療救護活動が必要であると判断したもので、自治体と獣医師会が覚書を結ぶのは、県内では初めてになります。

覚書では①市は、災害時における動物医療救護活動の拠点場所を確保し②獣医師会は、飼育動物の疾病の予防



覚書に調印する市長と小川獣医師（右）

復興支援のため、南相馬市へ職員3人を派遣

◎人事課 ☎36-7135

東日本大震災の復興支援のため、市では福島県南相馬市へ職員3人を派遣しました。任期は、4月1日から1年間。この職員派遣は、南相馬市からの要請に応えたもので、本格的復興事業への支援を行うとともに、今後想定される東海地震などの危機管理への対応習得を目的としています。

今回派遣されるのは、南相馬市で資産税の賦課事務や契約事務などを担当する事務職員2人と、道路など公施設設の災害復興業務にあたる土木技師1人。3月23日、職員派遣の辞令交付式が行われ、派遣職員からは「近い将



決意を述べる派遣職員3人

消防団協力事業所に認定書を交付

◎防災課 ☎36-7212

市では3月1日、社員の消防団活動に協力している市内の企業2社に対して、消防団協力事業所認定書を交付しました。

都市部では、消防団員の減少や団員のサラリーマン化により、地域防災力の低下が心配されています。この制度の実施により、職業生活と消防団活動の両立を容易にする環境整備を図り、地域の消防力の充実強化が期待されます。この制度は、全国的にも導入されていますが、島田市では、今回が初めての認定になります。



認定された2社の代表者

所（川根町家山・従業員155人・団員数6人）と、サカイ産業（細島・従業員319人・団員数5人）の2社。両者とも就業時間中に消防団活動への出勤に対して、特別休暇を与えるなどの活動が不利益にならないような配慮をしています。

災害時の無事を確認する黄色い旗を各世帯に配布

◎福祉課 ☎36-7154

近年、地域の連帯感が薄れる中、孤独死や虐待などの社会問題が多発しています。市では、防災の視点から、災害時の安否確認や情報の収集など、地域での支え合いを活発に行えるよう、市内全戸を対象に「黄色い旗」を配布しました。

この旗は、縦30cm・横28cmの黄色の布に「家族全員無事」と「OK」マークなどが入っている吊るし旗です。災害時には、玄関先にこの黄色い旗を掲出することによって、地域住民の無事



を互いに確認できます。万が一、旗が掲出されていない場合は、救援などを要する合図と理解することで、災害時の安否確認や救出活動の迅速化が期待できます。

今後は、防災訓練のときなどに、各自主防災会において、確認訓練の実施などにご活用ください。